

## 【木材利用システム研究会会則】

2011年9月21日制定  
2014年9月24日一部改正  
2016年9月16日一部改正

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 本会は、木材利用システム研究会と称する。

#### (目 的)

第2条 本会は、木材需要拡大を目的として、木材産業界とアカデミアの相互理解と協調の場を築き、木材の加工・流通・利用分野の社会科学領域（マーケティング、環境評価、政策など）を対象とした調査、研究、教育を行う。

### 第2章 会 員

#### (会員構成)

第3条 本会の正会員は、本会の目的および事業内容に賛同し、所定の手続きを行った個人または団体とする。

2 正会員は1つの議決権を有し、次の3区分とする。

(1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人

(2) 企業会員 本会の目的に賛同して入会した営利企業

(3) 団体会員 本会の目的に賛同して入会した学校、研究機関、行政機関等、営利企業以外の団体

3 正会員のほか、議決権を有しない会員区分は、次の3区分とする。

(1) 個人登録会員 企業会員および団体会員のもとに登録した会員

(2) 学生会員 大学、大学院等正規の課程に在籍する学生

(3) 特別会員 理事会が特別に認めた者

4 企業会員、団体会員が個人登録会員を登録できる人数の上限は、年会費の口数を問わず、以下のとおりとする。

(1) 企業会員 10名以内

(2) 団体会員 5名以内

5 会費、入会、退会、異動の手続きに関する事項は、別に定める。

### 第3章 役 員

#### (種別及び定数)

第4条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上20人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

(3) 幹事 20人以内

2 理事のうち1人を会長、1人以上2人以内を副会長とする。

(選任等)

第5条 理事は、理事会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 監事は、会長が委嘱する。

4 幹事は、会長が委嘱する。

5 顧問は、会長が委嘱する。

(職務)

第6条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、会則及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は、本会の財務ならびに運営を監査し、理事会に報告する。

5 幹事は、会則及び理事会の議決に基づき、理事の業務を補佐する。

6 顧問は、本会の基本的な運営方針に意見を述べ、もしくは助言を行う。

(任期等)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第4章 総会

(総会の構成)

第8条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の開催)

第9条 通常総会は年1回、会長が招集して開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに会長が招集する

(総会の議決)

第10条 総会は出席者(書面通知、電子メール、委任状による参加を含む)の過半数を持って可決する。同数の場合は議長が決するところによる。

2 やむを得ず総会に出席できないものは、あらかじめ通知された事項について、書面あるいは電子メールをもって表決、または委任状により表決を委任できる。

3 理事会は、急を要する事情がある場合、ある事項について、正会員による書面もしくは

は電子メールによる表決を総会の決議があったものとみなすことができる。

## 第5章 理事会

(理事会の設置)

第11条 本会は理事会を置く。

(理事会の開催)

第12条 理事会は、会長または過半数の理事の要請によって会長が招集し、開催する。

(理事会の成立)

第13条 理事会の定足数は過半数とする。

2 やむを得ず理事会に出席できないものは、あらかじめ通知された事項について書面あるいは電子メールをもって表決、または委任状により表決を委任できる。

(理事会の議決)

第14条 理事会は理事総数の過半数をもって可決する。同数の場合は会長の決するところによる。

(理事会の運営)

第15条 その他理事会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第6章 会計

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(予算)

第17条 本会の予算は、理事会が立案し、総会が承認するものとする。

(決算)

第18条 本会の決算は、理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得るものとする。

## 第7章 会則の変更

(会則の変更)

第19条 本会の会則を変更するには、理事会の承認を得た後に総会へ報告するものとする。

## 第8章 事務局

(事務局の設置)

第20条 本会の事務を処理するため、事務局を東京大学アジア生物資源環境研究センター内（東京都文京区弥生1丁目1番1号）に設置する。

2 事務局員の任免は会長が行う。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第9章 雑 則

### (細 則)

第21条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

### 付則

本会則は、2016年9月16日の総会承認後より施行する。

## 【木材利用システム研究会細則】

2014年9月24日制定

### 第1章 総則

#### (総則)

第1条 この細則は、木材利用システム研究会（以下、「本会」という。）の運営に関して必要な事項を、会則第21条に基づいて定めるものである。

### 第2章 会費

第2条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員：一口（5,000円）以上
- (2) 企業会員：一口（50,000円）以上
- (3) 団体会員：一口（20,000円）以上
- (4) 個人登録会員：なし（企業会員、団体会員を含む）
- (5) 学生会員：2,000円
- (6) 特別会員：なし

#### (会費の納入)

第3条 会員は、毎年9月から翌年8月までの会費を、翌年8月末までに納入しなければならない。

2 会員が、区分を変更したときは、その次年から、変更された会員区分の会費を納入しなければならない。

3 年度途中に入会した正会員及び学生会員の会費は、入会時期を問わず年額を徴収するものとする。

### 第3章 入会・退会・異動手続き

#### (入会)

第4条 本会に入会を希望する個人、団体は、所定の様式を事務局へ提出することとする。

2 本会への入会は、所定の様式の提出に基づき、理事会が審査した上でこれを認める。

#### (退会)

第5条 本会の退会を希望する個人、団体は、所定の様式を事務局へ提出することとする。

2 退会が年度の途中であっても、会費は返還しない。

3 退会までに未納の会費がある場合は、これを納付しなければならない。

#### (異動)

第6条 本会の入会時に届け出た会員にかかる情報に変更が生じた場合、会員は速やかに事務局に報告しなければならない。

## 第4章 理事会

### (理事会)

第7条 理事会の運営に関し、会則、この規則に定めのない事項は、理事会が定め、または議長の決するところによる。

### (協議・報告事項)

第8条 理事会では、以下に挙げる事項について協議・報告するものとする。

#### (協議事項)

- ① 月例研究会の計画・運営
- ② その他事業の計画・運営
- ③ 予算に関する事項
- ④ 決算に関する事項
- ⑤ 理事、常任幹事、幹事の任命・解任
- ⑥ 会員の入会・退会
- ⑦ その他、理事会が必要と認めた事項

#### (報告事項)

- ⑧ その他、理事会が必要と認めた事項

### (常任会)

第9条 理事会は、会長、常任理事、常任幹事、および会長が必要と認める者によって構成する常任会を設置する。

2 理事会は、本会の運営に必要な協議事項を常任会に付託することができる。

3 常任会は、前項に基づき、理事会の協議事項について協議し、その結果を理事会に報告するものとする。

4 常任会は、原則毎月開催することとするが、会長、または過半数の常任理事と常任幹事によって必要と認めた場合、開催回数を増減できる。

### 付則

本細則は、2014年9月24日の総会承認後より施行する。